

## 10 . 酸欠・一酸化炭素中毒

### 10 - 1 . 酸欠乏症の防止 (戸東安第78 - 39号)

ピット作業は二人以上の作業員で行う。(一人作業の禁止)

作業開始前に必ず給気・排気装置を設け、換気すること。

開口表示柵に「ピット内作業中」と「作業員名」を表示した看板を設置すること。

特に、長期間密閉あるいは放置されていた空間やピット内作業を行う場合は、事前に職員あるいは作業主任者が酸素濃度(18%以上)の測定を行い、安全を確認してから作業を行わせること。

### 10 - 2 . 一酸化炭素中毒防止 (戸東安第81 - 34号)

内燃機関(ガソリンエンジン等)を動力とする機械は、ピット内や室内等では使用を禁止する。やむをえない場合は、給気・排気装置を設け、強制換気を行い安全性を検証すること。

作業場所をビニール養生等で密閉して行う吹付作業は、二人以上の作業員で行う。

職員は内燃機関の設置場所を事前に打合せ、確認する。

### 10 - 3 . 換気が不十分な室内では内燃機械の使用を禁止 (戸東安第90 - 29号) (災害事例50参照)

『換気が不十分な室内では内燃機械の使用を原則禁止する』というル-ルを厳守し、止むを得ず使用する場合は、換気計画書の作成と計画通りの実施、及びポ-ダブルガス検知器等の準備使用を必ず行い、適正に衛生管理を実施して下さい。

換気計画書

排気・換気量の確認、排気を直接受け風管の設置、排出先の作業状況の確認等。

送風機 = 換気装置 NG

<資 料>

- ・ 事故・災害事例 (東京支店・4例)
- ・ 『ポケットブルマルチガスモニタ-』カタログ; 工作所取扱品